

を控除することができます。ただし、従来の医療費控除と併せて控除を受けることはできません。

## その他

### 市民税・県民税 確定申告共通

①平成28年分以降の申告書の提出時には、必要書類と併せて、個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください。

②社会保険料は年金・給与からの天引分を除き、自動的には所得控除に反映されません。社会保険料控除を受けたい方は、申告してください。

③年金所得者で、その年中の公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金などに係る所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です。

### 「県民緑税」の実施期間延長

県では、県民の財産である「緑」の保全・再生に取り組むため平成18年度から導入している「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）の実施期間を平成32年度まで5年間延長しています。

■ 税額 / 個人 800円、法人2,000円～8万円（年額）  
■ 活用事業 / 災害に強い森づくり、県民まちなみ緑化事業

②給与を2ヵ所以上から受けている、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える方

③平成29年中の給与収入金額が2千万円を超える方

④年末調整での配偶者控除、扶養控除などに誤りのある方  
〔給与所得者以外〕

平成29年中の各所得金額の合計額が、扶養控除などの人的控除やそのほかの所得控除の合計額より多い方

### 確定申告をすると所得税が還付される方

①給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方

②所得が公的年金のみで、源泉徴収された所得税が納め過ぎの方

③平成29年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収額が納め過ぎとなっている方

④そのほか予定納税額や源泉徴収税額が過納の方

### 医療費控除変更のお知らせ

①平成29年分の確定申告から医療費の領収書の提出に代わり「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示により申告することもできます。

②セルフメディケーション税制として、健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行っている場合、特定一般用医薬品等購入費の金額の合計額が1万2千円を超えていたときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）

## 市民税・県民税の申告

### 申告が必要な方

①平成30年1月1日現在、丹波市に住所があり、平成29年中に事業所得、不動産所得、雑所得（公的年金などを含む）などがあった方  
※市民税・県民税の申告は、確定申告と兼ねることはできません。

②国民健康保険加入世帯の方および後期高齢者医療保険加入世帯で年金所得者以外の方は、必ず申告書を提出してください。提出がないと保険料の軽減判定ができません。

③課税（非課税）証明書、所得証明書などの発行が必要な方

### 申告が不要な方

①所得税の確定申告をされた方  
②給与所得者で、すでに会社で年末調整をしてその給与以外に所得がなく、他に所得控除がない方  
③公的年金受給者で、他に所得がなく所得控除等など受ける必要のない方

### 申告は3月15日までにしてください

昨年、市民税・県民税申告書を提出された方には、1月下旬に申告用紙を送付します。申告書は、税務課、各支所に設置しています。

『平成30年度市民税・県民税申告の手引き』を参考に必要事項を記入し、市税務課、各支所または相談会場へ提出してください。

### 確定申告

### 申告が必要な方

〔給与所得者〕  
①給与を1ヵ所から受けている、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

**提出された申告書は、所得証明書や公的年金・福祉医療・保育所の入所や公営住宅入居などの手続きの際に必要な資料です。申告がないと諸証明が発行できませんので期限内に申告してください。**

**期限内に必ず申告を！**

# 税の申告時期です

■ 地圖 稅務課（氷上庁舎内）

☎ 82-2070

\*お知らせ\*  
医療費控除は領収書が提出不要となりました！  
「医療費控除の明細書」を作成して提出すればOK！

**市 民税・県民税および所得税確定申告の相談所を、2月14日（水）から3月15日（木）まで開設します。**  
平成29年1月1日から12月31日までの1年間の所得について計算のうえ、申告してください。

\*お願い\*  
申告は自分で計算して申告する「自書申告」です。  
収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成し、控除に必要な証明書、印鑑を忘れずにご持参ください。

### ■ 申告相談の日程

会場	日程	受付時間
篠山市民センター（篠山市黒岡191-1）	2月16日（金）～26日（月）	午前9時～午後4時
柏原住民センター（センター会場）	2月27日（火）～3月15日（木）	午前9時～午後4時
青垣住民センター	2月14日（水）～16日（金）	
氷上住民センター	2月19日（月）～23日（金）	
ライフピアいちじま	2月26日（月）～3月1日（木）	
春日住民センター	3月5日（月）～8日（木）	
山南住民センター	3月12日（月）～15日（木）	

※柏原住民センターおよび篠山市民センターは、税務署・税理士・県税事務所・市税務課による合同会場となります。青垣・氷上・市島・春日・山南の各会場では、市税務課が相談業務を行います（土・日・祝を除く）。

※混雑状況によって受付時間を短縮する場合があります。

**申告は正しくお早めに！**

【申告相談】2月14日（水）～3月15日（木）